

令和6年8月2日付け県公報第540号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更したので、測量法（昭和24年法律第188条）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年10月11日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 測量機関
静岡県
- 2 作業の種類
公共測量（基準点測量、用地測量）
- 3 作業期間
変更前 令和6年7月19日から令和6年8月28日まで
変更後 令和6年7月19日から令和6年11月29日まで
- 4 作業地域
浜松市浜名区三ヶ日町